

昭和三八年三月一日 金曜日 鳥取県公報 第3406号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

◇告示 目 次

土地改良事業の縦覧

土地改良事業計画書の写の縦覧

禁捕区の設定

計量器定期検査の実施

豚コレラ予防注射の実施

保健医療機関の指定

保険医の登録

結核病等の検査及び駆除の実施

◇人委告示 昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会告示第二号の廃止

◇雑報 昭和三十八年度測量士試験等の実施

鳥取県告示第七十七号  
昭和三十七年十二月二十六日付で西伯郡西伯町大字奥絹屋 影井信夫ほか十四人の者から申請のあつた絹屋土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名稱

二 土地改良事業計画書の写

三 定款の写

四 縦覧に供する期間

昭和三十八年三月一日から二十日間とする。

五 縦覧に供する場所 西伯町役場

六 異議の申出

利害關係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知

事に申し出ること。

### 鳥取県告示第七十八号

昭和三十七年十二月一日付けで米沢村貝田土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（農道）事業について、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

#### 一 縦覧期間

昭和三十八年三月一日から二十日間とする。

#### 二 縦覧場所

日野郡江府町大字貝田 米沢村貝田土地改良区事務所

#### 三 异議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知

事に申し出ること。

### 鳥取県告示第七十九号

昭和三十七年十二月一日付けで御机土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（農道）事業について、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

#### 一 縦覧期間

昭和三十八年三月一日から二十日間とする。

#### 二 縦覧場所

日野郡江府町大字御机 御机土地改良区事務所

#### 三 异議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知

事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八十号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、有益鳥獣の保護繁殖のため、次のとおり禁猲区を設定する。

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

つて西南方に進み、基点に至る線に囲まれた

一円の区域

### 鳥取県告示第八十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十二条の規定により、西伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

### 鳥取県告示第八十二号

一 名称 八橋禁猲区  
二 区域 東伯郡東伯町大字田越地内の通称岩屋峯農道  
り、有益鳥獣の保護繁殖のため、次のとおり禁猲区を設  
定する。

拓三号幹線及び一号幹線を経て同所に至る線

を経て小田股に至る線と、大字牛飼地内の開

拓三号幹線及び一号幹線を経て同所に至る線

との交点を基点とし、同基点から通称岩船谷

に入つて東北方に進み、牛飼部落有林の南蝮

谷頭一三〇番地と私有林の南蝮谷一二八番地

との境界に至り、同所から両林の境界線にそ

つて東南方に進み、岩屋峯農道を経て小田股

に至る線との交点に至り、同点から同線にそ  
つて東方へ進み、阿賀公民館

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破

二 朗

検査期日 検査区域 検査場所

四月一日 西伯郡西伯町 西伯町中央集会所

四月二日 西伯郡西伯町 西伯町中央集会所

四月三日 西伯郡西伯町 会見町手間八郷

四月四日 西伯郡西伯町 岸本町

5 昭和38年3月1日

金曜日 鳥取県公報 第3406号 第3種郵便物認可

鳥取県告示第八十四号  
健康保険法（大正十一年  
第九条の規定により告示す  
昭和三十八年三月一日

名	称	所	在	地	診	療	科	名
岸歯科医院	鳥取市東品治町	一	八	歯科				
伊王野医院	東伯郡泊村大字園谷			内科	小兒科			
生田 医院	日野郡江府町大字武庫	六	四	東郷町松崎六七	内科	小兒科		
		四	四	六	ノ二	器科	小兒科	
					内科	小兒科	循	

定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十七年三月一日  
鳥取県知事 石破二朗

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、  
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）  
第九条の規定により告示する。

氏名	住所	登録の記号番号
藤山開三	鳥取市瓦町九	鳥医 九五九
川森一憲	寺町一〇五	九六〇
竹沢道夫	"	"
吉方	"	九六二

県知事 石破二郎  
品号番号 九五九  
登録年月日 昭和三十八年一月二十四日  
九六〇 一月二十八日  
九六一 二月 八日

5 昭和38年3月1日

金曜日 鳥取県公報 第5406号

五日	大幡小学校
八日	伯畠町 たか保育所
九日	白吉津村 日吉津村役場
十日	淀江町 宇田川公民館
十一日	淀江
十二日	大山町 大山保育所
十五日	大山第二中学校
十六日	名和町 名和公民館
十七日	
十八日	中山町 中山町役場 逢坂支所
十九日	下中山小学校

**備考**　計量法第百四十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十八年四月一日から四月三十日までとする。

の期間各感覚巡回  
五、注射の方法　豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第八十二号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて

三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指

て豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。  
昭和三十八年三月一日  
鳥取県知事 右 碑 一 朝  
一 実施の目的 豚コレラ予防のため  
二 實施の区域 県内全域  
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

鳥取県告示第八十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00022

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 實施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応  
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、国際法  
肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査  
肝てつ駆除……ビチノール製剤投与

- 一 實施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

- 二 實施の区域及び場所 別表のとおり

- 結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している

牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している

牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

00022

7 昭和三八年三月一日 金曜日 鳥取県公報 第3406号 (認)

(第3種郵便物可)

6

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	三月 四日	氣高郡鹿野町鹿野地区	氣高郡鹿野町鹿野
	五日	" " 小鷺河地区	" " 小別所
	六日	" " 勝谷地区	" " 重方、岡木
	十一日	" " 氣高町逢坂地区	" " 氣高町下石、山宮、郡家
	十九日	" " 宝木地区	" " 上光、常松、奥沢見
	二十五日	" " 青谷町日置地区、青谷地区	" " 青谷町河原、露谷
	二十六日	" " 勝部地区、中郷地区	" " 楠根、龜尻
	二十七日	" " 日置谷地区	" " 大坪
第一実施期	三月 四日	氣高郡鹿野町鹿野地区	氣高郡鹿野町鹿野
第一次期	五月 八日	" " 小鷺河地区	" " 小別所
第二次期	六日 九日	" " 勝谷地区	" " 宮方、岡木
	十一日 十四日	" " 氣高町逢坂地区	" " 氣高町下石、山宮、郡家
	十九日 二十二日	" " 宝木地区	" " 上光、常松、奥沢見
	二十五日 二十八日	" " 青谷町日置地区、青谷地区	" " 青谷町河原、露谷
	二十六日 二十九日	" " 勝部地区、中郷地区	" " 楠根、龜尻
	二十七日 三十日	" " 日置谷地区	" " 奥崎

# 人事委員会告示

## 鳥取県人事委員会告示第一号

昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会告示第二号（勤務条件に関する措置の要求に関する提出書類様式等）は、昭和三十八年三月四日限り廃止する。

昭和三十八年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

## 雑報

00024

(第3種郵便物  
可)

昭和38年3月1日 金曜日 鳥取県公報 第3406号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に基づき、国が行なう昭和三十八年度測量士試験及び測量士補試験が次のとおり実施されます。

昭和三十八年三月一日

鳥取県土木部長

## 第一 受験資格

年令、性別、学歴、経験等を問わない。

## 第二 試験の科目及び方法

- (1) 多角測量（トランシットを用いて図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。）及び水準測量
- (2) 地形測量（トランシットを用いて図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。）
- (3) 写真測量（図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。）
- (4) 地図編集（地図の投影を含むものとする。）
- (5) 応用測量

## 第三 試験科目

次の(1)から(5)までに掲げる科目について実施する。

- (1) 三角測量（網又は鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。）

トを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。

### (1) 多角測量作業（一分読み程度のトランシット

を用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。）及び水準測量作業（感度四十秒程度の水準儀を用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。）

(2) 地形測量作業（平板、コンパス、トランシット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。）

(3) 写真測量作業（図解法及び機械法による作業とする。）

(4) 地図編集（地図の投影を含む作業とする。）

### IV 応用測量作業

#### 二、試験方法

各試験は、いずれも筆記試験とする。

#### 第三 願書受付期間

昭和三十八年三月一日から三月二十五日まで

#### 第六 試験手数料

- 一 測量士試験 五百円
- 二 測量士補試験 三百円

右の試験手数料は、受験願書に相当金額の収入印紙をはつて納めること。

#### 第五 試験地

札幌、帯広、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、福岡、熊本、鹿児島

## 第七 受験手続

## 一 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 整理票、写真票、受験票 一通

写真は、最近六箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦六センチメートル×横四、五センチメートルのものをはること。

## 二 提出先

東京都目黒区上目黒七丁目一、〇〇〇番地

建設省国土地理院

郵送の場合は、必ず書留郵便で封筒に「測量士試験」

又は「測量士補試験」と朱書すること。

## 第八 その他

一 同一人で測量士試験及び測量士補試験の両試験を受けようとする場合は、それぞれの受験願書（添付書類を含む。）を提出すること。

二 受験願書受付締切後は、受験地の変更を認めない。

三 試験手数料は、試験を受けなかつた場合でも返還

## 四 提出書類の用紙は

建設省国土地理院（東京都目黒区上目黒七丁目一、〇〇〇

北海道地方測量部（札幌市北二条西一九丁目）

東北地方測量部（仙台市元鍛冶町三〇）

関東地方測量部（東京都千代田区永田町一

北陸地方測量部（富山市長江一一七の二）

中部近畿地方測量部（名古屋市東区積木町一の五）

中国地方測量部（広島市基町一）

四国地方測量部（高松市六番町一の二）

九州地方測量部（福岡市長浜町三の二五）

各都道府県土木部

に備えてあるから最寄の所から交付を受けられたい。  
郵便で請求する場合は、切手をはつたて先明記の  
返信用封筒を必ず同封のこと。ただし、各都道府県

土木部では、郵送の取り扱いはしない。

五 試験地における試験場は、受験票送付のとき通知する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定額 一部 月額 二五〇円 (郵送料共) 一所